

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立近代美術館は、再開館にあたり、様々な表現や活動と柔軟に向き合い、社会や環境の多様性をより深く感じられる場となる美術館を目指して、特定の時代や傾向を想起させる「近代」を外し、「滋賀県立美術館」に名称を変更するため、滋賀県立近代美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を滋賀県立美術館条例に改めることとします。（題名関係）
- (2) 施設の名称を滋賀県立美術館に改めることとします。（第1条関係）
- (3) 美術館に設置する協議会の名称を滋賀県立美術館協議会に改めることとします。（第10条関係）
- (4) その他
 - ア この条例は、令和3年4月1日から施行することとします。
 - イ 関係条例について、必要な改正を行うこととします。

滋賀県立近代美術館条例新旧対照表

旧	新
<p style="text-align: center;"><u>滋賀県立近代美術館条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、<u>滋賀県立近代美術館</u>(以下「美術館」という。)を大津市瀬田南大萱町に設置する。</p> <p>第2条～第9条 省略</p> <p>(<u>滋賀県立近代美術館協議会</u>)</p> <p>第10条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、美術館に<u>滋賀県立近代美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>第11条～第17条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p style="text-align: center;"><u>滋賀県立美術館条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号)第18条の規定に基づき、<u>滋賀県立美術館</u>(以下「美術館」という。)を大津市瀬田南大萱町に設置する。</p> <p>第2条～第9条 省略</p> <p>(<u>滋賀県立美術館協議会</u>)</p> <p>第10条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、美術館に<u>滋賀県立美術館協議会</u>(以下「協議会」という。)を置く。</p> <p>第11条～第17条 省略</p> <p>付則 省略</p>

滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育に関する事務（同項第1号に掲げる教育に関する事務にあつては、次に掲げる同号に規定する特定社会教育機関に係るものに限る。）は、知事が管理し、および執行することとする。</p> <p>(1) 滋賀県立青少年宿泊研修所</p> <p>(2) <u>滋賀県立近代美術館</u></p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、同項各号に掲げる教育に関する事務（同項第1号に掲げる教育に関する事務にあつては、次に掲げる同号に規定する特定社会教育機関に係るものに限る。）は、知事が管理し、および執行することとする。</p> <p>(1) 滋賀県立青少年宿泊研修所</p> <p>(2) <u>滋賀県立美術館</u></p> <p>(3)～(6) 省略</p> <p>付則 省略</p>

滋賀県公文書等の管理に関する条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「現用公文書」とは、実施機関の職員（県設立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書（図画、写真、マイクロフィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第20条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>滋賀県立近代美術館</u>、<u>滋賀県立琵琶湖博物館</u>その他の県の施設または県設立地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>3～5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「現用公文書」とは、実施機関の職員（県設立地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書（図画、写真、マイクロフィルムおよび電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。第20条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>滋賀県立美術館</u>、<u>滋賀県立琵琶湖博物館</u>その他の県の施設または県設立地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>3～5 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>

滋賀県情報公開条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>滋賀県立近代美術館</u>、<u>滋賀県立琵琶湖博物館</u>その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>第3条～第17条 省略</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、<u>滋賀県立図書館</u>、<u>滋賀県立近代美術館</u>その他の県の施設または県が設立した地方独立行政</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、または取得した文書、図画および写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）ならびに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) <u>滋賀県立美術館</u>、<u>滋賀県立琵琶湖博物館</u>その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において、歴史的もしくは文化的な資料または学術研究用の資料として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）</p> <p>第3条～第17条 省略</p> <p>第18条 省略</p> <p>2 この章の規定は、前項に規定するもののほか、<u>滋賀県立図書館</u>、<u>滋賀県立美術館</u>その他の県の施設または県が設立した地方独立行政法人</p>

法人の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

第19条以下 省略

の施設において一般の利用に供することを目的としている公文書の公開については、適用しない。

第19条以下 省略

滋賀県個人情報保護条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第49条 省略</p> <p>第50条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第2章および次章の規定は、滋賀県立図書館、<u>滋賀県立近代美術館</u>その他これらに類する県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。</p> <p>第51条以下 省略</p>	<p>第1条～第49条 省略</p> <p>第50条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 第2章および次章の規定は、滋賀県立図書館、<u>滋賀県立美術館</u>その他これらに類する県の施設または県が設立した地方独立行政法人の施設において一般の利用に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。</p> <p>第51条以下 省略</p>

滋賀県文化振興基金条例新旧対照表（付則第2項関係）

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 知事は、<u>滋賀県立近代美術館</u>または滋賀県立陶芸の森に收藏する目的で、美術品または陶芸作品を緊急に購入する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、基金に属する現金の額の範囲内でこれらを取得することができる。</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>第6条 省略</p> <p>2 知事は、<u>滋賀県立美術館</u>または滋賀県立陶芸の森に收藏する目的で、美術品または陶芸作品を緊急に購入する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、基金に属する現金の額の範囲内でこれらを取得することができる。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県使用料および手数料条例新旧対照表（付則第3項関係）

旧	新
<p>第1条 省略</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(73) 省略</p> <p>(74) <u>近代美術館観覧料</u>、特別観覧料および使用料 別表第28に定める額</p> <p>(74)の2～(76) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第27 省略</p> <p>別表第28 <u>近代美術館観覧料</u>、特別観覧料および使用料</p> <p>1～3 省略</p> <p>別表第28の2以下 省略</p>	<p>第1条 省略</p> <p>第2条 前条の使用料および手数料ならびにその額は、次項に定めるもののほか、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(73) 省略</p> <p>(74) <u>美術館観覧料</u>、特別観覧料および使用料 別表第28に定める額</p> <p>(74)の2～(76) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>第3条～第9条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表第1～別表第27 省略</p> <p>別表第28 <u>美術館観覧料</u>、特別観覧料および使用料</p> <p>1～3 省略</p> <p>別表第28の2以下 省略</p>